

「女性優遇策」は女性活躍を妨げる ～ジェンダーの視点から見た税・社会保障～

講師： 清山玲 (せいやま れい) さん

茨城大学人文社会科学部教授

日本労働社会学会代表幹事



日付	3月3日(日) 14:00~16:00
会場	オンライン
参加人数	28人 参加費 無料
担当委員会	労働委員会

内容報告

第3号被保険者の配偶者控除の枠内で働くことを多くの女性(700~1000万人)が受け入れている。政府は年収の壁を超えて働いても2年間増収にしない、社会保険適用促進手当を3年間出すなどと賃上げへの施策を出した。これまで重ねてきた委員会での学習から、第3号被保険者制度・配偶者控除などの税制や社会保険制度を見直すことが必要との認識から、さらに理解を深める目的でその分野での第一人者からの話を伺った。

講師は、今なお大きな経済分野のジェンダーギャップ、子育て世帯の高い就業指向と就業希望、低い女性の経済力と家計寄与率などに言及され、女性が活躍し就労により経済的に自立可能になると、職場にもプラス、社会にもプラス、経済も好循環となるのに、実際には労働抑制的な政策制度が温存され、年収の壁が女性活躍の阻害の大きな原因となっているとして、労働促進的な政策制度への転換をと主張された。

適格な把握とまとめをして下さった参加者の感想からも以下の通りの内容報告をしたい。

「清山先生の講演は、先生の原則的な立場、①配偶者控除・特別控除の廃止、②第3号被保険者制度の廃止、③非正規雇用への社会保険適用、④非正規雇用賃金の底上げ、均等待遇などを踏まえつつ、どうしてそれが、民意にそうものであるか、企業にとっても納得のいくものであるかなどを説明し、その政策を実施する過程で起きるであろう問題にも目配りしながら、すでに企業等で採用されている方策をあげて、参考にしてはどうかというものであった。原則論だけでなく、実施過程で起きうるであろうことにも配慮するため、少しややこしい展開にもなっていたが、清山先生の意図は十分くみ取れた。特に第3号被保険者として存在する人たちが700万人以上もあり、ほとんどが女性であるということから、原則的な立場を政策化して、実行に移すときに基礎控除や給与所得控除引き上げなどの配慮が必要。また、個人単位の収入と納税とはいかならない家庭もある中で、配偶者控除の廃止は子ども手当を3倍増ぐらいにして、実際には世帯としては増収になるようにして進めている企業の例などを提示したということも理解できた。そういう移行期の問題もあると思われるが、男女共に働き、子育ての社会化を充実させ、共に納税者になる社会へと早期に切り替えていく必要があると切に思わされたセミナーであった。」

講演後の質疑では、「トヨタは2015年に配偶者手当をなくすと発表、子ども手当で切り替え、一人5000円/月を4倍の20000円にした。ホンダも同様に。子ども手当の増額には賛成だが、企業規模により負担能力の差がありすぎるから、社会保障でやるのが好ましいのでは」や、「第3号被保険者制度ができたと同時に年金額が減らされた。女性のキャリアを生かすことが出来る制度にするために、3号と配偶者控除は廃止にすべきではないか。社会負担のバランスが悪すぎる。年金を増やすこととセットで3号をなくす方向で行かないと、結果の平等は実現しないのではないか。」等々が出され、委員会の内外で議論を重ねていこうとなった。